

アィム

鹿児島商工会議所 〒892-8588 鹿児島市東千石町1番38号 TEL:099-225-9500 FAX:099-227-1619
http://www.kagoshima-cci.or.jp E-mail:soumu.kcci@sage.ocn.ne.jp

接待を伴う飲食店を営む
事業者の皆様へ

鹿児島県新型コロナウイルス
感染症対策休業協力金の

申請締切は

8/21(金)までです

※当日消印有効

詳しくは、本誌P4(鹿児島県新
型コロナウイルス感染症対策休業
協力金)をご参照ください。



横綱・西ノ海顕彰碑(西之表市西之表)

[詳しくは、1ページのコラム「鹿児島県のスポーツ・武道にゆかりの地を巡る」をご覧ください]

8

2020 August
NO.787

特集

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援施策のご案内

TALK

コロナになんか負けんど!天文館のみんなでこの危機を乗り越える!
天文館出前便 グループ管理者 原口 武義 さん

会員さんクローズアップ

未来へ踏み出す瞬間を自信あふれるものに、特別な価値を提案したい
株式会社 NUMBER 代表取締役 富重 琴絵 さん

2021年度(2020年11月~2021年10月)

七草会 秋の コース 会員様募集中

〈ご入会承り中〉
12月31日(休)まで

毎月ひと口3,000円の積立で、満会時には
38,000円(36,000円プラス2,000円)の
まとまったお買物をお楽しみいただけます。

[山形屋グループ各店でご利用いただけます]

プラス2,000円は
うれしい♪



■お申し込みは、山形屋従業員または
3号館3階 友の会サロン、各店の友の会窓口へ

山形屋七草会
早期ご入会(新規・継続)
会員様特典
お楽しみクーポン券

2020年9月30日(休)までに
ご入会いただいた会員様へ
クーポン券進呈

【有効期限】
2020年10月31日(土)まで

2021年度
七草会秋のコース

2つの
キャンペーン

①新規入会・増口入会キャンペーン

[承り期間] 承り中 2020年12月31日(休)まで

②満会カードチャージキャンペーン

[承り期間] 2020年10月1日(休)~12月31日(休)

初めてのカードチャージ会員様および、前年度はお買物券に
お引換の会員様が、本年度カードチャージ(カードへ積み込み)
いただいた場合

①②のキャンペーンそれぞれ先着3,000名様に
「キッチンスポンジ」をプレゼント

※お一人様各1個とさせて
いただきます。
※なくなり次第終了いたします。



さまざまなギフト・ご自宅用に便利な
山形屋オンラインショップを
ご利用ください。

山形屋オンライン

検索



QRコードを使えば
スマートフォンからも
ご覧いただけます。



山形屋
ホームページ



山形屋

〒992-8601 鹿兒島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamakata.co.jp



会報アイムは鹿児島商工会議所ホームページに掲載しています。
パスワード：aim2020

アイム

鹿児島商工会議所会報

この会報の愛称「アイム」は、鹿児島商工会議所ビルの愛称と同じです。自己紹介の言葉「I'm..」は、出会いの始まりです。「I」には「インフォメーション」「インテリジェント」、"m"には「メトロポリス」「ミート」の意が込められています。

2020
August
NO.786

8

CONTENTS

- 2 | **新型コロナウイルス感染症に関する各種支援施策のご案内**
- 8 | **新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置**
- 11 | **TALK**
天文館出前便
グループ管理者 原口 武義 さん
- 12 | **経営相談ガイド**
エキスパートバンク/ワンストップ専門相談
- 13 | **会員さんクローズアップ**
NUMBER THE DRESS/NUMBER THE SUIT
株式会社NUMBER 代表取締役 富重 琴絵 さん
- 14 | **フォトニュース**
雇用調整助成金まるわかりセミナー
鹿児島県利用促進協議会総会
- 15 | **景況調査**
- 16 | **小規模事業者持続化補助金のご案内**
- 17 | **インフォメーション**
特商法定負担金納入のお願い
令和2年度おざおんさぁ扇子販売のお知らせ
自動車総合共済のご案内
桜島だいこんフェア参加店を募集します
「きばっど！カゴシマ」OPEN
- 20 | **鹿児島県事業引継ぎ支援センター**

8月のスケジュール

鹿児島商工会議所

期日	件名
1 土	
2 日	第112回下級珠算・暗算検定 於：各塾 第129回段位認定試験 於：13階・14階
3 月	
4 火	
5 水	
6 木	
7 金	
8 土	
9 日	
10 月	
11 火	
12 水	ワンストップ専門相談会 13:30~16:00 於：13階 かごしま検定申込締切
13 木	
14 金	お盆休業
15 土	お盆休業
16 日	
17 月	
18 火	IT活用オンラインセミナー 14:00~16:00 於：4階アイムホール
19 水	ワンストップ専門相談会 13:30~16:00 於：13階
20 木	
21 金	
22 土	
23 日	
24 月	
25 火	
26 水	
27 木	
28 金	
29 土	
30 日	
31 月	

※予定は変更になる場合があります。

鹿児島県の スポーツ・武道に ゆかりの地を辿る



NPO法人 かごしま探検の会
代表理事 東川 隆太郎

◆横綱・西ノ海頭彰碑(西之表市西之表)

種子島の海の玄関口である西之表港から車で約5分の場所に、法華宗の寺院の日典寺がある。種子島は江戸時代、領主である種子島家が法華宗を信仰していたことから、当宗派の寺院が島内に点在している。日典寺の名前は、種子島に法華宗を最初に広めようとした日典に由来している。

その寺院の境内に第25代横綱西ノ海の頭彰碑がある。西ノ海は碑のある場所近くの川迎集落で、明治13(1880)年に牧瀬休八として生まれた。幼少期から体が大きかったという。島内の相撲大会などで頭角を現し、その強さは角界にも伝わっていた。明治31(1901)年、鹿児島巡業を行っていた鹿児島出身の力士・逆鉾は、休八に角界入りを勧め、翌年には井筒部屋入門となる。井筒部屋における厳しい稽古に耐えた休八は、明治33(1903)年に初土俵を踏む。最初の四股名は星甲で、後に錦洋と改めた。そして苦節16年、大正5(1915)年、実に36歳の時にようやく横綱に昇進したので



あった。第25代横綱西ノ海を襲名し、また西ノ海嘉次郎と名乗るようになる。ちなみに井筒部屋の横綱西ノ海としては、二代目にあたる。その際の身長は188センチで、体重は120キロであったという。その後大正7(1917)年まで横綱を務め、38歳で引退している。

引退後は井筒親方として、部屋の後輩たちへの指導はもちろん、相撲協会においては検査役と取締役として活躍する。しかし、昭和6(1931)年に協会内の不正事件が発生し、その責任を負うように協会を辞任。さらには自殺するという悲劇が襲う。享年51歳。

戦後、西ノ海を慕う地域の人々や井筒部屋関係者、さらにはファンらによって頭彰碑が建立された。まさに、横綱としての風格を感じさせる頭彰碑は、地域をやさしく見守るようになっている。

鹿児島商工会議所は 「新型コロナウイルス 総合相談窓口」を設置しています

以下のような相談に対応しています。

1. 資金繰り

2. 助成金

3. 給付金

4. その他 経営相談

▶鹿児島商工会議所では、各種分野のご相談に対応しています。窓口またはお電話等にてお気軽にお問合せください

【お問合せ先】

新型コロナウイルス総合相談窓口

(鹿児島商工会議所 中小企業支援センター内)
鹿児島市東千石町1-38アイムビル13階

平 日(月~金) 8:30~17:30

TEL : 099-225-9533

もしくは 099-225-9534

資金繰りに関する支援(融資)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を対象とした日本政策金融公庫等の政府系金融機関と鹿児島県の特別融資について、融資限度額と利下げ限度額の引き上げが実施されましたので、ご紹介します。

1. 日本政策金融公庫〈新型コロナウイルス感染症特別貸付〉

- **融資対象者** (1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
(2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a. 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - b. 令和元年12月の売上高
 - c. 令和元年10月から12月の平均売上高
- **融資限度額** 中小事業6億円(拡充前3億円)、国民事業8,000万円(拡充前6,000万円)
- **融資期間** 運転資金15年以内(据置5年以内)、設備資金20年以内(据置5年以内)
- **融資利率** 融資後3年間、基準利率▲0.9%(中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%)
4年目以降は基準利率
- **利子補助** ※利下げ限度額：中小事業2億円(拡充前1億円)、国民事業4,000万円(拡充前3,000万円)
以下の要件を満たせば中小事業2億円(拡充前1億円)、国民事業4,000万円(拡充前3,000万円)上限で利子補給され、実質無利子(当初3年間)
 - ①個人事業主(小規模に限る) : 要件なし、
 - ②小規模事業者(法人事業者) : 売上高▲15%減少
 - ③中小企業者(上記①②を除く) : 売上高▲20%減少

▶当所では、日本政策金融公庫(国民生活事業)からの融資を希望する会員事業所に対し、申込書等の作成のお手伝いと必要書類一式を公庫に代わってお預かりします。

【お問合せ】 鹿児島商工会議所 TEL : 099-225-9533/099-225-9534

日本政策金融公庫 国民生活事業 TEL:099-224-1241 / 中小企業事業 TEL : 099-223-2221

2. 新型コロナウイルス対策マル経資金(小規模事業者経営改善資金)

- **融資対象者** (1)小規模事業者
(2)鹿児島商工会議所の管内で、1年以上事業を営んでいること
(3)原則、6か月以上前から商工会議所の経営指導を受けていること
(4)新型コロナウイルスの影響で最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少するなど業況が悪化した事業者
- **融資限度額** 運転資金・設備資金1,000万円(通常とは別枠)
- **融資期間** 運転資金7年以内(据置3年以内)、設備資金10年以内(据置4年以内)
- **融資利率** 0.31% ※当初3年間、経営改善利率から0.9%引下げ(1.21%-0.90%) 4年目以降1.21%(令和2年7月1日現在)
- **利子補助** 以下の要件満たせば実質無利子(当初3年間)
 - ①個人事業主(小規模に限る) : 要件なし
 - ②小規模事業者(法人事業者) : 売上高▲15%減少
 - ③中小企業者(上記①②を除く) : 売上高▲20%減少

【お問合せ】 鹿児島商工会議所 経営支援一課/二課 TEL : 099-225-9533 / 099-225-9534

3. 鹿児島県(新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金)

- **融資対象者** (1)最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれるもの
(2)個人事業主(小規模企業者に限る)については、最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少したもの
- **融資限度額** 運転資金・設備資金4,000万円
- **融資期間** 10年以内(据置5年以内)
- **融資利率** 年1.4%~年1.9%(融資期間に応じて)
- **保証料率** 年0%(国・県が全額補助)
- **利子補助** 3年間全額補助(拡充前は、3,000万円超の部分については、1年間全額補助)
- **取扱期間** 令和2年12月31日までの保証申込受付かつ令和3年1月31日までの貸付実行分

【お問合せ】 鹿児島商工会議所又はお取引のある最寄りの金融機関

【取り扱い金融機関】 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店
商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

人と自然にやさしい、快適な環境づくりに貢献。

ISO 9001・14001
ISO 45001
ISO / IEC 27001
認証登録

NANOSAY

南生建設株式会社

<http://www.nansay.co.jp/>

代表取締役 川畑智洋

本社 / 鹿児島市平之町8番13号

TEL 099 (223) 8388 FAX 099 (227) 0620 営業所 / 熊本・大隅・始良・北薩・南薩・熊毛

給付金・助成金のご案内

1. 国〈家賃支援給付金〉

◆新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。

- 対象者** 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象
- 2019年12月31日以前から事業収入（以下、売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
 - 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以下のいずれかにあてはまること。
 - ①いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - ②連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている
 - 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

■**給付額**

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給

■**給付金の算定方法**

申請時の直近1ヵ月における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）**の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+ [支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+ [支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

■**申請期間** 令和2年7月14日から令和3年1月15日まで

■**申請方法** Web上での申請を基本としていますが、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行う窓口（完全予約制）が設置されています。

鹿児島市申請サポート会場：TKPガーデンシティ鹿児島中央（鹿児島市中央町26-1 南国アネックス2F/3F）

【お問合せ】 家賃支援給付金コールセンター TEL：0120-653-930
申請サポート会場予約電話窓口 TEL：0120-150-413

2. 鹿児島県〈新型コロナウイルス感染症対策休業協力金〉

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクが高い「接待を伴う飲食店」において、鹿児島県の休業要請に応じ、協力いただいた中小企業等又は個人事業主に対して協力金を支給します。

■**対象者** 休業の協力を要請されている施設を運営する中小企業等又は個人事業主であって、県の要請に応じて、令和2年7月8日(水)から同年7月21日(火)までの計14日間、休業にご協力された方

■**対象施設** 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店）

■**給付額** ①中小企業等（法人）：20万円
②個人事業主：10万円

※なお、複数施設を有する事業者には、10万円を上乗せし、最大30万円。

■**受付期間** 令和2年7月22日から同年8月21日まで（当日消印有効）

■**申請方法** 「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金申請窓口」まで申請書類を簡易書留・レターパックにて送付

【お問合せ】 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業協力金専用相談窓口 TEL：099-286-5691

3. 鹿児島市〈ECサイト・ホームページ導入等支援事業〉

◆製造業者等のネットショップ開業やホームページの立ち上げ等に係る経費の一部を助成します。

- 対象者 (1)鹿児島市内に主たる事業所があり、製造業を営んでいる中小企業者等
(2)製造業に属する事業を営む中小企業者の3者以上で構成され、その構成員の3分の2以上が市内の中小企業者であるグループ、団体、組合等
- 補助率(限度額) 補助対象経費の4分の3 (限度額：40万円)
※国や県、市が行う他の事業からの補助金等の交付を受けていないこと
※補助金の交付決定後に事業に着手し、令和3年3月31日までに完了すること
- 対象経費 ECサイト・ホームページの導入、リニューアルに関する委託料、作成ソフトの購入費、ドメイン取得料等
※独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限ります
※パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は補助対象になりません
- 受付期間 令和2年7月1日から先着順
- 申請方法 申請書類を持参又は郵送 (簡易書留)

【お問合せ】 鹿児島市産業支援課ものづくり係 TEL：099-216-1323

4. 鹿児島市〈事業継続支援金 第2弾〉

◆新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売上が減少し事業継続に困っている中小企業者等の事業継続を下支えするため、事業全般に広く使える事業継続支援金が新たな内容で給付されます。

○第1弾で申請し受給した事業者についても、第2弾への申請が可能です。

○国の持続化給付金の対象となる方、すでに受給した方は、本市事業継続支援金の対象となりません。

- 対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少している鹿児島市内で事業を営む中小企業者等(個人事業所を含む)
対象業種は全業種(第1次、第2次、第3次産業)
次の1～4の全てに該当していること
(1)2020年2月29日以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること。
(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少していること。
(3)申請者等は暴力団等に関与していないこと。
(4)【第1弾】2020年3月から5月までの全ての月の前年同月比の売上減少率が50%未満であり、いずれか1か月の売上減少率が20%以上50%未満であること
※3月～5月のひと月でも売上減少率が50%以上の方は申請できません。
【第2弾】2020年3月から8月までの全ての月の前年同月比の売上減少率が50%未満であり、6月～8月のいずれか1か月の売上減少率が20%以上50%未満であること
※3月～8月のひと月でも売上減少率が50%以上の方は申請できません。
- 給付額 【第1弾】 ※上限30万円 (給付は1回限り) ※千円未満切り捨て
[2020年3月から5月のうち、前年同月比で20%以上50%未満減少している
1か月の売上減少額が最大となる月の減少額] ×3ヵ月
【第2弾】 ※上限50万円 (給付は1回限り) ※千円未満切り捨て
[2020年6月から8月のうち、前年同月比で20%以上50%未満減少している
1か月の売上減少額が最大となる月の減少額] ×3ヵ月
- 受付期間 第1弾、第2弾ともに令和2年11月30日まで (当日消印有効)
※第2弾は8月中旬に申請開始予定
- 申請方法 原則郵送 ※詳細については必ず市ホームページをご確認ください。

【お問合せ】 事業継続支援金専用ダイヤル TEL：099-803-8670 (平日8：30～17：15)

5. 国〈持続化給付金〉

◆感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

令和2年6月29日より支援対象を拡大し、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年1月から3月の間に創業した事業者も、新たに対象とします。

- 対象者
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
 3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が 10億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000人以下である事業者。

■給付額

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月（注））

※（注）の対象期間は、2020年1月～12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月を、事業者が選択

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年1月から3月の間に創業した事業者の方は、別途計算方法があります。

上記の算出方法により下記を支給

○中小法人等 最大200万円 ○個人事業者等 最大100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

■受付期間

令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

■申請方法

Web上での申請を基本としていますが、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行う窓口（完全予約制（TEL:0570-077-866））が設置されています。

鹿児島市申請サポート会場（鹿児島市 東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル4F）

【お問合せ】 持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570（IP電話専用回線 TEL：03-6831-0613）

6. 雇用調整助成金

◆経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られています。また、小規模事業主（従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方）の方については、支給申請が以前よりも簡素化されました。（令和2年6月12日現在）

- 支給対象者
1. 雇用保険適用事業主である
 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
- 助成対象労働者
■助成率
- 事業主に雇用された雇用保険被保険者（パート・アルバイト等も含む）

区分	中小企業	大企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	10/10	3/4

※1人1日あたり15,000円が上限

■支給対象日数

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中（令和2年4月1日～令和2年9月30日）に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

■申請期限

支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

■提出書類

（支給対象期間の初日が1/24～5/31の休業の申請期限は特例により8/31まで）

厚生労働省雇用調整助成金のホームページ（下記URL）よりダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.htm

※上記の助成内容は、緊急対応期間（令和2年4月1日～令和2年9月30日）を対象としたものです。

【お問合せ】 鹿児島労働局 TEL：099-219-8711 ハローワークかごしま TEL：099-250-6060
雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999

観光事業者向け支援策のご紹介

7. 鹿児島県

〈宿泊施設感染防止対策支援事業費補助金/飲食店感染防止対策支援事業〉

- ◆県内の宿泊施設が取り組む感染症拡大防止策にかかる費用を補助します。
飲食店が感染防止対策用品等の整備を行う経費を助成します。

	宿泊施設感染防止対策支援	飲食店感染防止対策支援
対象者	旅館・ホテル等の宿泊事業者	食堂・レストラン・居酒屋・バー等飲食店経営者
補助率 (限度額)	(1)小規模支援(機械等)購入費 補助率:10分の10 補助上限額:40万円 (2)大規模支援(施設等改修費用) 補助率:5分の4 補助上限額:500万円(下限額:100万円) (事業費下限額:125万円)	①感染防止対策物品の購入等 補助率:10分の10以内の額 (千円未満切捨て) 補助上限額:1店舗当たり10万円 ②キャッシュレスの導入 補助率:5分の4以内の額(千円未満切捨て) 補助上限額:1交付者当たり20万円
対象経費	(1)小規模支援:消毒費用、衛生管理費用等 令和2年4月1日から10月末までの間に実施 又は購入、かつ支払われたもの (2)大規模支援:施設費用、設備費用等 令和2年4月1日から令和3年2月下旬までの 間に実施、かつ支払われたもの	①感染防止対策物品の購入等:衛生管理費等 令和2年4月1日から10月末(予定)までの間 に実施又は購入、かつ支払われたもの ②キャッシュレスの導入:非接触型決済端末等 令和2年4月1日から10月末(予定)までの間 に整備、かつ支払われたもの
受付期間	令和2年8月中開始予定	令和2年8月中開始予定
申請方法	検討中	検討中
お問合せ	PR・観光戦略部観光課 TEL:099-286-2997	商店街活性化推進室 TEL:099-286-2885

※宿泊施設支援と飲食店支援は重複して申請できません

8. 鹿児島市

〈(宿泊・貸し切りバス・タクシー事業者向け)コロナ対策支援補助〉

- ◆市内の事業者が、感染症の再流行に備えつつ、本市観光の早期回復につなげるために実施する利用者回復につながる衛生強化対策などの取組に対し、支援します。

- 対象者 令和2年7月1日から令和3年2月28日時点で、鹿児島市内に宿泊施設を有する民間事業者
又は個人事業主、営業所等を置く貸切バス事業者、タクシー事業者、個人タクシー事業協同
組合、個人タクシー協会

- 補助率(限度額) (1) 宿泊事業者
補助率:10分の10
補助上限額:

合計収容定員数	10人以下	30人以下	50人以下	100人以下	150人以下	200人以下	201人以上
補助上限額	5万円	15万円	30万円	50万円	70万円	90万円	100万円

- (2) 貸切バス事業者
補助率:10分の10
補助上限額:3万円×貸切バス保有台数(最大50万円)
(3) タクシー事業者
補助率10分の10
補助上限額1万円×タクシー保有台数(最大50万円)



対象経費の詳細はこちら

- 対象経費 (1)業種別ガイドラインに基づく衛生対策(衛生対策のための備品購入、衛生対応の広報等)
(2)販売力強化に要する経費(広報費、オンライン販売システム導入、販促活動のための旅費等)
- 受付期間 申請書提出期限:令和2年12月28日(月)まで
報告書提出期限:令和3年3月31日(水)まで
- 申請方法 鹿児島市観光プロモーション課戦略係に、郵送により提出

【お問合せ】鹿児島市観光プロモーション課戦略係 TEL:099-216-1510

新型コロナウイルス感染症対策で 活用できる税制措置

(第2回)事業用家屋・償却資産の固定資産税減免および欠損金の繰戻し還付制度

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを3回にわたり、城所先生よりご紹介して頂きます。第2回目は「事業用家屋・償却資産の固定資産税減免」および「欠損金の繰戻し還付制度」について取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント 1 事業用家屋・償却資産の固定資産税が減免できます

(1) 既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

売上が大幅減少の中小事業者などに対し、2021年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする特例です。

項目	要件の内容									
対象となる 中小事業者など	次のいずれかの事業者が対象です。 ・資本金(又は出資金)が1億円以下の法人 ・資本金(又は出資金)を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人									
売上減少割合 と減免率	<p>本年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、次のような場合です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少割合</th> <th>課税標準</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上50%未満減少</td> <td>2分の1</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>ゼロ</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	売上減少割合	課税標準	減免率	30%以上50%未満減少	2分の1	50%	50%以上減少	ゼロ	100%
売上減少割合	課税標準	減免率								
30%以上50%未満減少	2分の1	50%								
50%以上減少	ゼロ	100%								
手続き要件	<p>21年1月31日までに認定経営革新等支援機関などの確認を受けて各市町村に申告する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈軽減措置の流れ(イメージ)〉</p> <pre> graph TD S[事業者] -- ①申請 --> SO[認定経営革新等支援機関等(※)] SO -- ②確認 --> S S -- ③申告(1月末日まで) --> M[市町村] M -- ④軽減 --> S </pre> <p>〔会計帳簿等で売上高減少要件を満たしているかを確認〕</p> </div> <p>(※)税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など) (出典:総務省「地方税法の改正(筆者加筆訂正)」)</p>									

(2) 新規の設備投資に対する固定資産税の減免対象の拡大

現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置(生産性向上特別措置法に基づく特例措置)において、償却資産に加え一定の事業用家屋と構築物も適用対象となり、生産性向上特別措置法の改正を前提に22年度まで2年間延長されました。

【制度についてのお問い合わせ先】総務省自治税務局固定資産税課 TEL:03-5253-5674

【具体的な手続きについてのお問合せ先】鹿児島市資産税課 償却資産係 TEL:099-216-1187

家屋第一係/第二係 TEL:099-216-1181/099-216-1182

ポイント 2 欠損金の繰戻し還付制度が活用しやすくなります

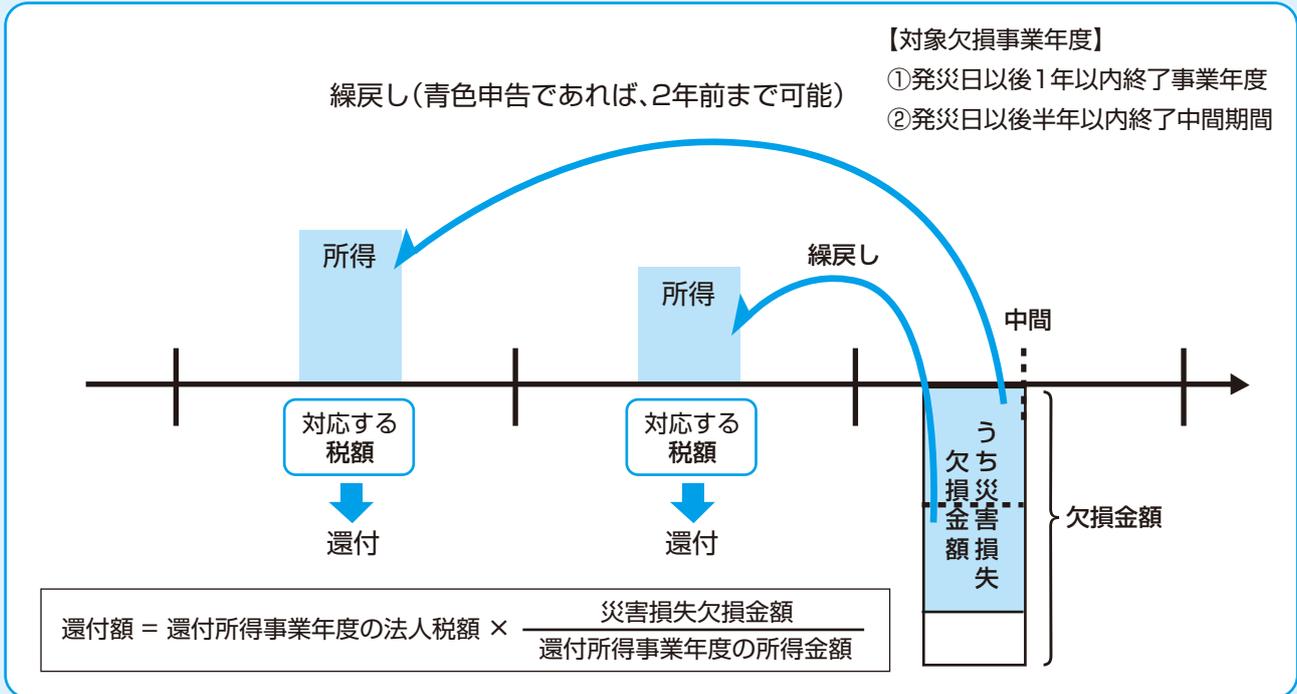
(1) 青色欠損金の繰戻し還付の特例

項目	要件の内容
制度の概要	青色申告書を提出する法人について、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。
対象企業	資本金1億円以下の法人(中小法人)から資本金10億円以下の法人に範囲が拡大されました。 (注)大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人などは除かれます。
対象となる欠損金額	本年2月1日から22年1月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。
還付請求の手続き	原則として、還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出します。 (注)新型コロナ税法により本制度の対象となる法人が、本年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、本年7月31日となります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告や還付請求の手続きが難しい場合は、その期限を個別に延長することが可能です。

(2) 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

項目	要件の内容
制度の概要	災害により災害損失欠損金が生じた法人は、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度(又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間)に生じた災害損失欠損金額を、その開始の日前1年(青色申告書を提出する法人は前2年)以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。
新型コロナウイルス感染症の影響による費用又は損失(災害損失)の例示	次のようなものが該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食業者などの食材の廃棄損 ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品などの除却損 ・施設や備品などを消毒するために支出した費用 ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機などの購入費用 ・イベントなどの中止により廃棄せざるを得なくなった商品などの廃棄損

【災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付のイメージ図】



(出典:財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」)

【お問い合わせ先】

鹿児島税務署 TEL:099-255-8111



城所 弘明(きどころ・ひろあき)
公認会計士・税理士・行政書士
日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

KAGOSHIMA BANK

“かぎん”でんさいサービスは手形に代わる新たな決済手段をご提供します。

「でんさい(電子記録債権)」は手形・指名債権(売掛債権等)の問題点を克服した新たな金銭債権です。全国銀行協会が設立した「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎんFB-Webサービス」のご契約が必要となります。
◎取引種類(手形代替取引、融資取引)及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

	支払企業(債務者)の皆さま	納入企業(債権者)の皆さま
でんさいのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●手形用紙の作成や印章の押印等、事務負担が軽減されます。 ●手形の搬送コストが削減できます。 ●手形と異なり印紙税は課税されません。(印紙の貼付が不要) ●複数の支払手段(手形・振込等)の一本化で効率化が図れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応等の管理コストが削減できます。 ●必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。 ●面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。

【お問合せ先】
まずはお電話ください **かぎんFBセンター ☎ 0120-089-274 ガイダンス2** 受付時間 平日9:00~17:00 ※銀行休業日を除く または 鹿児島銀行本店 鹿児島銀行

COROLLA SPORT **COROLLA** **COROLLA TOURING**

New!

トヨタ自動車 鹿児島 〒890-0068 鹿児島市東郡元町 15-18 TEL.099-253-1000
営業時間 / 9:30 ~ 18:00 定休日 / 月曜日



はらぐち たけよし さん (45)
鹿児島生まれ
有限会社 肉の松坂屋 代表取締役
食肉卸業、焼肉店・惣菜店を運営
「焼肉の和牛門」など3店舗を展開

天文館出前便
<https://www.facebook.com/groups/2649425031961291/>

気張っど鹿児島 感染防止発表グループ
<https://www.facebook.com/groups/3370557636341980/>

TALK

天文館出前便

グループ管理者 原口 武義さん

「コロナになんか負けんぞ!」天文館のみんながこの危機を乗り越える!

Q 「天文館出前便」とは?

A 飲食店のテイクアウトメニューの情報を発信しています。Facebookの公開グループという機能を利用し、インターネット環境があれば誰でも見ることが出来ます。掲載店舗は天文館だけに限らず、範囲を鹿児島市内全域に広げています。新型コロナウイルスの影響は甚大です。天文館の灯りを消すわけにはいきません。飲食店に元気を出して「みんな頑張ろう!」という雰囲気を作っていきたい。そんな思いもあります。

感染予防についての情報共有も重視しています。参加店舗に感染対策の徹底を呼びかけ、注意喚起のポスターも貼っていただいています。

「天文館出前便」は3月末から始動。参加店舗もグループメンバーもどんどん増え、その輪は一気に広がりました。反響の大きさは想像以上です。飲食店以外にも協力してくれる人がたくさんいらっしゃいます。タクシーで配達できる仕組みを作ったり、出張販売イベントを開催したりと展開の幅も広がっていきます。Web制作会社さんが「鹿児島出前便」というサイトを立ち上げる、大隅で「志布志出前便」が始動する、といった広がりもあります。

今回の活動を通して、鹿児島には素晴らしい人たちがたくさんいることを知りました。共感していただき、助けられて、力をもらいました。感謝の気持ちでいっぱいです。

Q 6月末に天文館でクラスター(感染者集団)が発生しました。現状について、これからについて、どのような思いをお持ちですか?

A 悔しすぎます。起きてしまったことは仕方がないのですが……。客足は大きく落ちました。これまですっかり踏ん張ってきたお店も、今回は心が折れてしまうような状況です。飲食だけでなく、テイクアウト

ト・デリバリーの注文も減りました。天文館は避けられる場所になってしまったのです。休業を余儀なくされる飲食店が多いです。このままでは街が壊れてしまいます。

正直、何が正解なのかわかりません。でも、コロナになんか負けるわけにはいかんのです!

まずは、できる努力をするしかありません。それは感染予防をより徹底させることです。現在、「天文館出前便」に掲載されているのは、対策が徹底されている店舗です。

クラスターの報道を知ってすぐに「気張っど鹿児島 感染防止発表グループ」も立ち上げました。ここでは、各店舗で実施している感染防止策を発表してもらっています。情報を共有し、対策を頑張っています。

感染対策は天文館の全部で、飲食店だけでなくすべてのお店でやらないと意味がありません。今は、天文館がひとつにならないといけない時間なんです。そのことを、天文館の仲間たちに訴えていきます。

「天文館出前便」は飲食店の現状や思いを知っていただける場所です。とにかく多くの方に訪れていただきたい。みんな歯を食いしばって頑張っていますから。お願いばかりでなくとも心苦しいのですが、みなさんの力を貸してください。天文館を応援してください。